

①少人数または委任状による手続きにご協力ください。

一回の手続きにおける人数が多いと窓口の混雑はもちろん、確認等に時間を要してしまいます。お客様の滞在時間短縮のため、一回の手続きにおける人数を極力少人数にさせていただきますようお願いいたします。

窓口には他のお客様も訪れるため、スペースの都合上、1回の手続きは10名以内を目安にしてくださいと大変助かります。

なお、委任状による代理手続きの場合、所要時間の大幅な短縮および窓口の混雑を避けることができるため、ぜひ委任状による代理手続きにご協力をお願いいたします。

また、委任状による手続きにご協力いただける場合、1回当たりの人数上限を20名まで拡大して対応いたします。

②転入手続きの事前予約をお願いします。 ⇒資料3を参照

多数の事業所が同時に来庁した場合はどうしても混雑が生じてしまいます。それを回避するため、事業所でまとめて転入手続きをされる場合は事前に予約を取っていただきますようお願いいたします。

目安としては1回の手続きで7名を超える場合には予約をお願いいたします。委任状をご利用いただく場合も同様に7名を超える場合は予約をお願いいたします。

予約状況によっては違う日程での来庁をお願いする場合もございますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、予約は電話又はメールでも受付可能です。

(Tel : 0136-56-8007 mail : juumin@town.kutchan.lg.jp)

③事前に転入届への記入をお願いします。

窓口における手続き時間の短縮、混雑回避のため、転入届への事前記入にご協力ください。転入届の様式は役場窓口に備えてあるほか、町ホームページにも掲載されておりますのでご活用ください。また、お名前の読み方(フリガナ)を必ずお伺いしますので、特に外国人の方の読み方については事前に記入いただくようお願いいたします。

上記3つについて可能な範囲で構いませんので、ご協力をお願いいたします。ご担当者様の負担が増すことになり大変恐縮ではございますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

裏面に続く

④その他(注意点等)

◆必要書類のご確認をお願いいたします。(資料1を参照)

◆在留カードをお預かりすることはできません。

外国人の転入手続きについては在留カードへの住所の記載が必要になるため、手続きに時間を要しています。事業所様によっては一時、在留カードを役場にお預けになり、後で受け取りに来る取り扱いを望まれる場合がありますが、お預かりする対応はしておりません。必ず住所の記載が完了するまで役場内でお待ちいただきますようお願いいたします。

◆令和4年10月1日より字山田地域にて住居表示が実施されています。

字山田地域の一部において、名称が住居表示により「ニセコひらふ〇条△丁目」へと変更されています。対象地域への住所登録をされる方は事前に正しい住居表示をご確認いただきますようお願いいたします。

<住居表示についてのお問合せ先> まちづくり新幹線課まちづくり係 TEL : 0136-56-8012

※※ 補足説明 ※※

★転入手続きは、住み始めてから14日以内の手続きが定められていますが、依頼事項②でお伝えした通り、予約を別日へ変更いただく場合があります、それによって14日を経過してしまうことが予想されます。しかし、14日を過ぎても転入手続きは可能ですのでご安心ください。

★委任状による代理手続きが難しく、ご本人が来庁される場合について、混雑状況によってはホールでお待ちいただくことが難しくなることが予想されます。その場合、代表者1名を残して、他の方は駐車場に停めてある車の中でお待ちいただくようお願いすることがございます。

★例年、転入する方が直接手続きに来た際、ご自身の住所を把握していないケースが散見されます。事業所におかれましては、従業員の方に正しい住所をお伝えする等のサポートをお願いいたします。